

森林経営管理制度に基づく 意向調査(アンケート)の実施について

平成31年4月にスタートした「森林経営管理制度」では、森林資源の適切な管理及び林業の活性化を図るため、手入れが行き届かない森林の経営管理を市町村に委託できる仕組みが定められました。

串間市では、「串間市森林経営管理制度に関する実施方針」(令和4年2月3日施行)に基づき、市内に森林を所有する皆さまに所有森林に関する経営管理の現状と今後のご意向を確認するためのアンケート調査を順次実施していくこととしています。調査票が送付された場合は、ご協力をお願いします。

本調査により串間市へ経営管理の委託を検討したいとご回答いただいた場合は、別途協議の上、所定の条件が整った場合には委託に向けた手続きを進めて参ります。

※令和4年度は崎田・北方地区及び秋山地区の一部で実施します。

※本調査は対象森林の経営管理に関する意向把握を目的としており、市や林業事業体による経営管理の委託をお受けすることをお約束するものではありません。

※本調査は、市の業務委託によりアジア航測株式会社が実施します。

森林経営管理制度の仕組み



適切な経営管理を実施していない森林について、

- ① 市が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。
- ② 所有者が市へ経営管理を委ねることを検討したいと回答頂いた場合は、市と協議のうえ、必要に応じて経営管理の委託に向けた手続きを行います。

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、市が林業事業体に経営管理を再委託し、森林整備を行います。
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が自ら間伐など森林の管理を行います。

[林野庁資料を編集]

【実施主体】 串間市役所 農地水産林政課(林政係)

【受託者】 アジア航測株式会社
九州国土保全コンサルタント技術部